

鳥取県告示第745号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月6日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
岩美町	岩美町訪問看護ステーション	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	平成24年11月1日	介護予防訪問入浴介護